

大村敦史、『フランスの社交と法』

フランスにしばらく滞在された方の中には、日々の暮らしの中で「アソシアシオン」（結社）にかかわり、そのお世話になった方も少なくないだろう。「アソシアシオン」とは、結社の自由を宣言した1901年の法に基づき結成された非営利団体で、フランスでは文化、教育・研究、健康、社会活動などの分野で重要な役割を果たしている。

本書の著者は民法を専門とする法学者であり、フランス社会での生活体験を起点として、「余暇」（ヴァカンス）、「近隣」、「結社」の3点が生み出すフランス人の「社交」を法と政治の観点から検討する。「社交」などといえば、何か気取った上級社会を連想するかもしれないが、それは余暇に行うスポーツや美術館巡りなどの文化活動への取り組みであり、アパルトマン（共有集合住宅）の管理をめぐる隣人とのやりとりであり、「共和国の学校」（小学校）を支える父母団体でのかかわりなど、社交の射程は日常に根ざしたもので、一部の特権的人々のみが享受しうるものではない。

本書の独自性は、この社交というテーマを法文化の視点から掘り下げたところにあるが、これをフランス社会文化論の領域で読み直すと、なかでも第3章「結社と法」をめぐる考察は、国民国家の揺らぎに直面するフランスに新たな視座を投げかけてくれる。

これまで、近現代史においてフランス共和国は中央集権主義に基づき国民国家を形成してきたが、ユーロが導入され、国境の壁がいつそう低くなり、EU統合の加速度が上昇し、国家の権限が縮小されると同時に、国内での地方分権化が重要な政策課題となっている。このような政治的思想的状况下では、フランス国民であることとヨーロッパ市民であること、すなわち「国民国家的かつ重層的な市民主義」が求められている。EUと分権化の流れという相反しかねない運動の中で、アソシアシオンは第3セクター型の「社会的経済」により社会の間隙をうるおすだけではない。それは共和国に新たな市民型モデル、すなわち自発的意思による参加という参加型民主主義、さまざまな目的に結集することを可能にする多元的価値の承認、国家を補完する役割を担うといった市民像を提唱するという。

さらに、個人の再生にとっても、アソシアシオン活動における他者との交わりやかかわりは自己の生きがいにも通じることから、社会的関与と自己実現を確保し、他者と自己の存在を同時に肯定する契機にもなるという。

社交し、それにより社会を形成するフランス人の現状と今後の展望を学ぶために新たな一歩が刻まれたといえよう。

西山教行（フランス語教育学）